

条件付一般競争入札を執行するので十勝中部広域水道企業団契約規程（平成20年規程第5号）第4条及び帯広市契約規則（昭和39年規則第22号）第7条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和2年12月18日

十勝中部広域水道企業団 企業長 米沢 則寿

1 入札に付する委託業務

(1) 用水供給施設運転管理委託業務

2 参加資格要件

(1) 共通事項

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 入札日の属する年度の帯広市競争入札参加資格者名簿（物品・役務の提供）に登録されていること。

なお、会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、企業長が別に定める手続きに基づき、委託業務に必要な再認定を受けていること。

ウ 帯広市の建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する要領（平成6年12月1日制定）による指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

エ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

オ 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者に該当しないこと。

カ 本委託業務に定める技術者等の条件を満たすこと。

キ 適正な入札が阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

(ア) 資本関係

a 親会社と子会社の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

a 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

b 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(2) 入札に参加する場合

上記(1)共通事項に掲げる条件その他本委託業務の別表に定める参加資格要件を満たしていなければならない。

3 入札参加資格の審査に必要な申請書類、提出期間、提出場所及び提出方法

(1) 申請書類

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 資本関係・人的関係調書（様式3）

エ 配置予定技術者経歴書（様式4）

オ 同種又は類似業務履行実績書（様式5）

カ その他必要とする書類

別表を確認の上、提出のこと。

申請書類は十勝中部広域水道企業団において告示の日から配付するほか、十勝中部広域水道企業団ホームページからもダウンロードすることができる。

(2) 施設見学

施設見학을希望する際は様式1と併せて施設見学願(様式7)を提出すること。なお、実施日時については別途通知する。

(3) 提出期間

告示の日から 令和3年1月15日 までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで。

(4) 提出場所

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所9階
十勝中部広域水道企業団 総務課

(5) 提出方法

持参による。持参以外(郵送及びファクシミリ等)による提出は受け付けない。

(6) 入札参加資格審査の結果については、 令和3年1月22日 までに通知する。

(7) 申請手続きを提出期間までに行わなかった者及び入札参加資格がないと認められた者は入札に参加することができない。

4 入札参加資格がないと認められた者への理由の説明

(1) 入札参加資格がないと通知を受けた者は、その理由について説明を求めることができる。

この場合、 令和3年1月28日 までに企業長(提出先 十勝中部広域水道企業団 総務課)に対し、書面で持参により提出するものとし、持参以外(郵送及びファクシミリ等)による提出は受け付けない。

(2) 前記の説明を求めた者に対し 令和3年2月2日 までに書面により回答する。

5 仕様書及び設計図書の閲覧、貸出

(1) 期間

告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで。

(2) 場所

3(4)に同じ。

(3) 閲覧方法

上記(2)の場所において閲覧に供するほか、図書の貸し出しに対応する。

なお、その他閲覧方法がある場合は、別表「注意事項」に特記する。

6 仕様書及び設計図書に対する質問

(1) 提出方法

書面(様式6)により持参又はファクシミリにより提出を受け付ける。なお、質疑書をファクシミリで提出した場合は、質疑書をファクシミリ送信した旨、電話により連絡すること。

(2) 提出先及び期限

十勝中部広域水道企業団 総務課へ入札日の5日前(5日前が土曜日、日曜日及び休日の場合は、前開庁日)までに提出すること。

(3) 質問への回答

質問者に対しては、書面によりファクシミリ等で回答する。なお、質問に対する回答書は、入札日の前日までの土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、午前8時45分から午後5時30分まで、3(4)の場所において閲覧に供するほか、十勝中部広域水道企業団ホームページに掲載する。

7 入札及び開札の日時、場所、方法

(1) 日時

令和3年2月3日 午前10時00分

(2) 場所

帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所 10階 第4会議室

(3) 入札の方法

持参によるものとし、郵送による入札は認めない。

8 入札書記載金額

入札金額は5年間の合計金額を記載すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 その他

(1) 入札保証金

帯広市契約規則第9条第2号により免除する。

(2) 契約保証金

帯広市契約規則第29条第3号により免除する。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、申請書又はその他必要な書類に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法

別表で定める。

(5) 入札の中止

やむを得ない事情により入札を取りやめる場合がある。

(6) 本告示に定めるもののほか、物品買入れ等入札（見積合わせ）心得、その他関係法令等を遵守すること。

10 契約担当

十勝中部広域水道企業団 総務課

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地 帯広市役所9階

電話 0155-65-4208

F A X 0155-26-2345